



【遊漁者用】 必ず外から見える所に遊漁証を身につける事

※定規としてお使いください。

禁止漁法

- ①水中に電流を通じてする漁法
- ②瀬干漁法 ③びん漬漁法
- ④堰堤を使用してする網漁法(堰堤より上流10m、下流10m)
- ⑤えり ⑥まき網
- ⑦覗水器(メガネ)を使用する漁法
(*但し、8月1日～10月31日までの期間に投網で採捕する場合を除く)
- ⑧よぼり漁は1月1日～7月31日間は禁止
- ⑨漁法は竿釣り、投網のみです。組合員以外は四ッ手網漁、ウナギ簗、釜(もじ、もんどり)、瀬待網での漁はできません。

遊漁する場合は必ず遊漁証を分かる位置に携帯してください。監視員の要求があった場合は、速やかに提示してください。また、車両を駐車する場合は交通法規を遵守し、ゴミ等は必ずお持ち帰りください。

アユ漁に限り、10月1日～11月30日の間、大井堰下流端から神戸堰堤体上流端までを禁漁とする。
11月1日～11月30日の間、志津見ダムから神戸堰堤体上流端(支流を含む)までを禁漁とする。
[他河川からのオトリアユの持ち込みは禁止です。]

漁 具

投網:網目1.5センチメートル以上

全長等の制限 (下記に掲げる大きさのものは、これを採捕してはならない)

- | | |
|----------------|-----------------|
| ●ゴギ・イワナ:15cm以下 | ●ヤマメ・アマゴ:15cm以下 |
| ●ニジマス:15cm以下 | ●コイ:15cm以下 |
| ●フナ:5cm以下 | ●ウナギ:30cm以下 |
| ●スッポン:12cm以下 | |

遊漁証価格

①竿:年券7,000円、日券1,500円 ②網:年券10,000円、日券2,000円

現場売りは500円増

※個人情報とは本サービスのみに入ります。
注意:斐伊川本川の流量が毎秒500トンを超えた場合、斐伊川放水路から流入します。警報が鳴ったら直ちに河から避難して下さい。
※渓流でルアー釣りをする場合、先行者のいるポイントに上流から回り込んで入ったり、水の中をジャブジャブ歩いたり、騒いだりするのはマナー違反です。ご協力をお願いします。

※不在での場所とり、タキ火はしないでください。

●橋を利用して行う漁は、禁止行為にあたります。
道路交通法 第一節 道路における禁止行為等
第78条(禁止行為)
4 何人も、次の各号に掲げる行為は、してはならない。
二 道路において、交通の妨害となるような方法で寝そべり、すわり、しゃがみ、又は立ちどまっていること。
七 前各号に掲げるもののほか、道路又は交通の状況により、公安委員会が、道路における交通の危険を生じさせ、又は著しく交通の妨害となるおそれがあると認めて定めた行為

島根県道路交通法施行細則(道路における禁止行為)
第20条 法第76条第4項第7号の規定による道路における禁止行為は、次に掲げるものとする。
(6)交通の妨害となるような方法でみだりに物件を道路上に突き出すこと。

●堰を利用して行う漁は、禁止行為にあたります。
島根県調整規則
第34条 何人も、次に掲げる漁具又は漁法により水産動植物を採捕してはならない。
(2)堰堤を使用してする網漁法